

担当事務所 ロンドン事務所

担当者及び連絡先メールアドレス 新野所長補佐/shinno@ilgc.org.uk

国名	(記載例) 日本	ドイツ
基礎情報	人口：約 1 億2,744万人 (2019年 1 月) 面積：約37.8万km ² 首都：東京都	人口：約8,316万人 (2019年12月) 面積：約 35万 7,000km ² 首都：ベルリン
住民データベース	<u>住民基本台帳</u> ・根拠法：住民基本台帳法 (以下「法」) ・管理主体：市町村 ・登録主体：市町村	<u>住民登録データベース</u> ・根拠法：連邦住民登録法 (2015年、連邦法) ・管理主体：連邦 ・登録主体：市町村
登録事項	<u>住民票の記載事項 (法第 7 条)</u> 氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、住民票コード 等	<u>登録事項</u> 氏名、学位、現住所、出生地及び生年月日、婚姻の有無、国籍、以前の住所 等
住民データベースへの最初の登録 (邦人の場合)	① 出生届の提出 (戸籍法第49～52条) ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村戸籍担当窓口 (本人の本籍地、届出人の所在地、 出生地 (病院等のある市町村)) ・必要書類：出生届、出生証明書 (医師、助産師、その他の者が出産に立会った場合) ・届出方式：出頭、郵送 ↓ (出生届を受理した市町村が、住所地でない場合、当該市町村から住所地市町村へ通知) ↓ ② 住所地市町村が、職権により住民基本台帳に記載 (法施行令第 1 2 条)	① 出生の登録 (Personal Status Act 第18条 ※連邦法) ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村 (出生地 (病院等のある市町村)) ・必要書類：出生証明書、命名書 ・届出方式：出頭
住所変更に係る手続の種類・方法	種類：転入届、転居届、転出届 期限：転入又は転居をした日から14日以内 転出届は、あらかじめ行う。 方法： ①対面 (窓口) ②郵送 (転出届のみ) ③オンライン (マイナンバーカード所有者の特例転出)	種類：転入届、転出届(ドイツ国外に転出する場合のみ) ※ドイツ国内における転出は新しい居住地を登録するだけでよく、転出届は必要ない。 期限：転入した日から14日以内。 方法：対面 (窓口)
オンラインによる住所変更の手続	<u>①転出時</u> 届出者は、転出時に各市町村のオンライン申請フォームで届出事項等を入力し、 電子署名を付し、署名用電子証明書を併せて送信 ↓ <u>②転入時</u> 届出者は転入先の市町村窓口にて転入届を提出 (出頭) ※マイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力することで転出証明書の提出不要	オンラインでは行っていない
罰則	虚偽届出： 5 万円以下の過料 (法第52条) 届出懈怠： 5 万円以下の過料 (法第52条)	虚偽届出： 1,000ユーロ以下の過料(連邦住民登録法 (連邦法) 第54条) 届出懈怠： 1,000ユーロ以下の過料(連邦住民登録法 (連邦法) 第54条)

ＩＤカード （物理的カード） ※住民登録と連動しているIDカード（身分証明書）があれば記載願います。	<u>個人番号カード（マイナンバーカード）</u> ・券面記載事項：氏名，生年月日，性別，住 所，マイナンバー，写真，追記欄 等 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：10年間 ・取得義務：無し ・取得方法：申請時又は受取時のいずれかで市町村窓口へ出頭 ・更新方法：転入時又は転居時に市町村窓口へ出頭し， マイナンバーカードを提出し，券面記載事項及び電子証明書等ＩＣチップ内の情報を書換え → 券面記載事項に住所が含まれているため，住所が変わると，出頭し，書き換えの手続が必要	※住民登録と連動しているIDカード（身分証明書）なし
電子ID ※住民登録と連動している電子IDがあれば記載願います。	<u>○移動端末設備用電子証明書（スマホGP-SE）</u> ・機能：電子署名、本人確認（利用者証明） ・有効期間：マイナンバーカードの電子証明書と同一（発行の日から5回目の誕生日まで） ・取得方法：オンラインでマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて本人確認した上で取得 ※ 上記は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」における公的個人認証法の改正の施行後（令和４年度中）に実現	※住民登録と連動している電子IDなし
ICチップ・電子証明書の記録事項等 ※IDカードに掲載されているICチップ及び電子証明書があれば記載願います。	ICチップの記録事項 ・ <u>券面AP</u> ：表面情報（４情報（住所・氏名・生年月日・性別）＋顔写真）と裏面情報（個人番号）の画像データ ・ <u>JPKI-AP</u> ：署名用電子証明書（発行番号，発行年月日，有効期間満了日，シリアル番号，４情報等）利用者証明用電子証明書（発行番号，発行年月日，有効期間満了日，シリアル番号） ・ <u>券面入力補助AP</u> ：個人番号，４情報等 ・ <u>住基AP</u> ：住民票コード ・ <u>空き領域</u> ：印鑑登録証，コンビニ交付，図書館カード，国家公務員身分証明証等。市町村等が条例等で定めるところにより利用可能 → 住所が記録されているので，住所が変わると，署名用電子証明書が失効	該当なし
選挙制度	選挙人名簿に登録される者 引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者	選挙人名簿に登録される者 選挙期日の42日前までに住民登録した者
税制度	・ 地方税は，１月１日時点に住民票がある市町村に納税 ・ 地方交付税の総額は，所得税・法人税の33.1%，酒税の50%，消費税の19.5%，地方法人税の全額。必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があるが，国勢調査に基づいており，住民基本台帳は補足資料	・ 税務識別番号が個人ごとに割り振り番号の取得、更新には市町村が管理する住民登録情報を利用 ・ 政府から各州の財政均衡化に支払われる財政調整については、必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があり、国勢調査の人口に基づいている。

医療・福祉制度，その他	・医療・介護・公的年金は，保険方式 ・住民票の記載事項に以下の事項が含まれ，各制度において活用 国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者資格に関する事項，児童手当の受給資格 ・住民基本台帳法の「世帯」を事務処理の基礎としている手続例 国保給付（療養の給付），健康保険の被扶養者認定，介護保険料徴収，生活保護の開始， 生活困窮者住居確保給付金支給，自立支援医療費の支給認定， 特別支援学校への就学奨励に係る経費支給，公営住宅の供給等，小児慢性特定疾病医療費支給， 難病患者への特定医療費支給，インフルエンザ予防接種，養護老人ホーム入所 等	・医療は、医療被保険者番号を個人ごとに割り振り ・公的年金は、社会保険番号を個人ごとに割り振り
-------------	---	---